

西宮市延長保育事業実施要綱

(目的)

第1条 延長保育事業は、保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う、保育時間の延長に対する需要が増加していることに鑑み、通常の保育時間を延長して保育を実施することによりこれらの需要に対応し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施保育所)

第2条 延長保育事業は、市長の指定する公立保育所（以下「保育所」という。）において実施する。

(対象児童)

第3条 延長保育事業の対象となる児童は、児童福祉法第24条の規定により保育を実施する児童のうち、市長がやむを得ない事情のため開所時間を超えての保育を真に必要とすると認めた児童とする。但し、1施設における対象児童数は受け入れ可能な範囲で35名までとする。

(保育時間)

第4条 延長保育事業の保育時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間帯とする。

- (1) 保育標準時間認定においては、午後6時30分から午後7時までの間で必要な時間帯とする。
- (2) 保育短時間認定においては、午前7時30分から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後7時までの間で必要な時間帯とする。

(運営)

第5条 延長保育事業を実施する保育所において、事業を適切、かつ円滑に運営するため、延長保育時間内における職員は、正規職員と臨時職員等を配置するものとする。
2 延長児童に対しては、必要に応じ、その時間内に間食を提供するものとする。

(申請等)

第6条 児童の保護者が常態的に延長保育事業の利用を申請しようとするときは、「延長保育申請書」（様式1号）を市長に提出しなければならない。この場合において市長は、延長保育の必要性を判断するため、必要と認める書類を添付させることができる。
2 市長は、前項の申請があったときは、速やかに延長保育の必要の可否を決定し、「延長保育決定通知書」（様式2-1号）または「延長保育待機通知書」（様式2-2号）により、その可否等を保護者に通知しなければならない。

(停止等)

第7条 延長保育の必要がなくなった児童の保護者は、「延長保育停止届」(様式3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、当該児童の延長保育を停止することができる。

(1) 第3条の規定に該当しなくなった場合

(2) その他市長が不相当と認めた場合

3 市長は、前項の規定に基づき延長保育を停止させようとするときは、その理由を付して「延長保育停止通知書」(様式4号)により保護者に通知しなければならない。

(スポット延長)

第8条 第6条の規定に基づき常態的に延長保育事業を利用している児童の保護者以外の保護者が、仕事やその他やむを得ない事由により、急に延長保育を必要とする場合は、1日単位での延長保育事業(以下「スポット延長」という。)を利用することができる。

2 保護者は、前項の規定に基づき、スポット延長を利用しようとするときは、「スポット延長利用申込書」(様式5号)を、当該スポット延長を利用する保育所に提出しなければならない。

3 前2項の規定に基づくスポット延長の利用申込については、当該スポット延長を利用する保育所における職員の配置状況や利用定員の状況等により、利用不可となる場合がある。

(費用負担)

第9条 延長保育を必要とする児童の保護者は、別表第1区分の欄に掲げる延長保育の種類に応じ、同表延長保育料の欄に定める費用を負担しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1 (第9条関係)

区分	延長保育料
延長保育	3,000円/月
保育標準時間認定	300円/日
保育短時間認定	500円/日

※生活保護世帯、市民税非課税世帯(母子・父子世帯等)は、0円とする。

※上限は、3,000円/月とする。

(付則)

この要綱は平成5年4月1日から実施する。

(付則)

この要綱は平成9年6月1日から実施する。

(付則)

この要綱は平成11年4月1日から実施する。

(付則)

この要綱は平成14年4月1日から実施する。

(付則)

この要綱は平成16年4月1日から実施する。

(付則)

この要綱は平成18年4月1日から実施する。

(付則)

この要綱は平成19年3月1日から実施する。

(付則)

この要綱は平成27年4月1日から実施する。

(付則)

この要綱は平成28年4月1日から実施する。